



表紙によせて

10/10

長浜地区秋祭り

この神輿は以前、住吉神社で担がれていた3基のうち、現存する1基を町おこしの有志が5年前に神社から借り受け、大神輿保存会を結成し、復活させたものです。製作は明治14年、重量は百貫目(約380kg)といわれ、今年の秋祭りは64人の神輿守で威勢よく御巡幸されました。

主な内容

- | | | | |
|------|---------------------|------|-----------|
| P 2 | 第3回定例会 | P 21 | 国民年金 ほか |
| P 12 | 長浜町の財政事情 | P 22 | いんぷおめーしょん |
| P 14 | 長浜町の給与・定員
管理等の公表 | P 23 | 伊予路てくてく |
| P 16 | 国民健康保険の状況 | P 24 | 人権作文 ほか |
| P 17 | 老人医療費の状況 | P 25 | ルポ |
| P 18 | 児童手当制度 | P 26 | 文芸 ほか |
| P 20 | 保健センターからのお知らせ | P 27 | 一歳です ほか |
| | | P 28 | 戸籍・長浜嵐 ほか |



長浜町議会第3回定例会が、9月21日から24日までの4日間の会期で開かれました。

今回の議会では、5人の議員による一般質問に引き続き、平成15年度長浜町一般会計歳入歳出決算の認定や、平成16年度長浜町一般会計補正予算（第3号）、教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることなどの議案49件が、いずれも原案のとおり認定・可決されました。

また、例月出納検査、事務報告などの議会報告案件5件もすべて受理採択され、三位一体改革に係る河川・砂防事業の推進に関する意見書、郵政事業の民営化反対に関する意見書、肱川水系における治水対策の強力な推進に関する意見書の議会提出案件3件も、原案のとおり可決されました。

なお、高知県競馬組合の場外勝馬投票券発売所（仮）パルス長浜新築工事における町道認定に関する陳情書についての陳情案件1件については、継続審査となりました。

可決された主な議案、一般質問などのあらましをご紹介します。

自治会組織創設の補助金など

十六年度一般会計補正予算

平成十六年度長浜町一般会計予算に三億七千七百五十一万八千円が補正され、予算総額は、五十四億六千九百万円となりました。

なお、今回補正された主なものは次のとおりです。

【総務費】町づくり対策費として、旧町村単位を基本とした自治会組織の創設を支援するための補助金七千万円を補正。

【農林水産業費】農業振興費として、みかん産地再編緊急対策事業等や櫛生地区にオープンする物産直売所設置に係る補助金など二千四百一十七千円を補正。

【災害復旧費】現年度公共土木施設災害復旧費として、去る六月二十五日から二十八日にかけての梅雨前線豪雨により被災した町道の災害復旧工事ほか五件の工事請負費一千三百八十万五千円を、また現年度町単独公共土木施設災害復旧費として、六月、八月の集中豪雨および台風16号により被災した道路および河川の災害復旧工事五十五件の工事請負費一千二百六十

八万円を補正。

教育委員に

河澄博子氏

金橋壽雄氏

叶本正氏

を再選任

長浜町教育委員会委員の河澄博子氏（出海・七〇）は、平成十六年九月三十日をもって、また、金橋壽雄氏（長浜・七〇）、叶本正氏（白滝・六一）は、平成十六年十月三十一日をもって任期満了となるため、後任に再度、各氏を任命し議会の同意を求めた結果、満場一致で同意されました。

三位一体改革に係る河川・砂防事業の推進に関する意見書

本町は、特殊な地形から近年、河川災害は顕著に発生しており、本年も梅雨前線豪雨、台風16号により、床上・床下浸水被害も発生している。現在、議論されている三位一体の改革においては、河川・砂防事業の大半が廃止の対象になっているようであることから、

①多発する水害等に迅速に対応するため、災害復旧事業の早期対策・早期着手を図ること。
②予算の時間的・地域的調整を的確に行える国庫補助制度を堅持すること。
③地方の自主性・裁量性を高める方向で改革を進めるとともに予算の必要額確保を図ること。
を国に対して強く要望することが決まりました。

郵政事業の民営化反対に関する意見書

郵政事業は、全国約二四、七〇〇のネットワークを通じて、国民生活の安定と福祉の増進に大きく寄与している。しかし最近、郵政公社の四年間の経営効果も待たずに民営化が行われようとしている。実施されれば、不採算の地域においては、撤退も余儀なくされることが予想され、過疎化が一層進行すると思われる。

郵便局はある種のユニバーサルインフラ的存在で、今後多くの可能性を有している。地方にとって郵便事業の民営化は、サービスの低下だけではないことは明白である。よって、郵政事業は、三事業一体の国営公社でこそ地域に貢献でき

一般質問

るものと考え、郵政事業の民営化を行わないよう政府に対して強く要望することが決まりました。

肱川水系における 治水対策の強力な 推進に関する意見書

本年八月十八日発生した新居浜市、四国中央市での台風15号の影響による集中豪雨で、多くの生命財産が失われるなど、近年の異常気象により、いつ肱川流域においても発生するかもしれない大水害に備え、堤防整備とあわせてダムによる洪水調整と、洪水発生時の確な対応が大切であると痛感した。平成七年七月には洪水が発生したため、直轄河川激甚災害対策特別緊急事業が採択、事業が行われたが、治水安全度は十五分の一と低く、本年八月三十日の台風16号では、長浜町においても四十棟の住家が床上・床下浸水の大きな被害を被ったところで、一日も早い治水安全度の向上が望まれることから、肱川水系河川整備計画に基づいた事業の実施を国と愛媛県に対して強く要望することが決まりました。

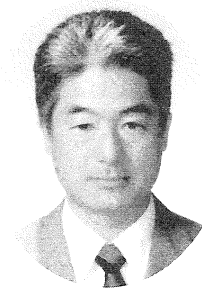
台風16号による水害について

行財政の効率化について

シルバー人材センターの

立ち上げについて

「まじいん号」の利用について



二宮 淳 議員

質問：今回の台風は、少なからぬ被害をもたらしたが、この緊急時に避難勧告等は出されたのか。また、避難誘導に際し、マニュアル等は準備されているのか。なお、被災された方々への救済措置の考えはあるのか。

治水の安全度を高めるため、町としてどう対処していかれるのか、併せて江湖の整備もお願いしたい。

質問：町として行財政の効率化を図っていることはあるのか。また、職員の意識改革、やる気を起こさせることも必要であると思うが町長はどう考えているか。

効果の薄いものは 削減を

質問：町として行財政の効率化

媛県内の旅費については交通費の支給のみとし、経費の削減を図っている。

また、平成十七年一月十一日には、新大洲市として合併するよう愛媛県に申請しており、合併によりさらなる行財政の効率化が図れるものと思われる。

合併後には、職員の新規採用数の削減による人件費の減少が考えられるが、合併により新たな専門分野への職員の配置も可能となり、新地域産業の育成支援や住民のまちづくり活動の支援など、より効果的な行政運営が可能になる一方、効率化のみでなく、地域インターネット等の基盤施設を活用した窓口サービスの提供も可能になるものと思われる。

なお、今後の行財政運営としては、地方自治法の基本理念に基づき、徹底した行財政改革とコスト削減、職員の意識改革、また費用対効果の観点からすべての事業において厳正な点検を行い、限られた財源の中で重点的・優先的な配分を徹底し、効果の薄いものについては、削減対象とするなどの改革が求められると考えている。

今後、高齢者の豊富な知識や技能を生かし、社会参加の輪を広げるためにもシルバー人材センターの設立は重要であると考えているが、町長はどう思うか。

質問：高齢者の豊富な知識や技能を生かし、社会参加の輪を広げるためにもシルバー人材センターの設立は重要であると考えているが、町長はどう思うか。

新しい大洲市の中で

質問：高齢者の豊富な知識や技能を生かし、社会参加の輪を広げるためにもシルバー人材センターの設立は重要であると考えているが、町長はどう思うか。

回答（町長）：ご承知のとおり、当町においても急速に人口の高齢化が進展しており、地域社会の活力を維持していくためには、高齢者の豊かな知識と経験を地域社会に活用し、同時に高齢者が働くことを通じて、社会参加と生きがいを実感できる施策の実行が課題となっている。

シルバー人材センターの運営は社団法人等が行うこととなっていることから、合併を控え、高齢者福祉の充実を図る上からも有意義なものとして認識し、制度に沿って新しい大洲市の中で運営が図られるよう事務調整を進めているところである。

今後は、高齢者の自発性・連帯性を高め、生きがいの実感できる施策の具現化を指向した調整に努めていきたいと考えている。

管理運行規則により 適正に運行

質問：町のバス（まごころ号）であるが、町民がもっと気軽に利用できないのか。

答弁（町長）：自家用バスの適正使用法については、愛媛陸運支局長より、通達として、本来、市町村が保有する自家用バスは、市町村議員・職員・児童（スクールバス）等の送迎、市町村が所有する公共施設の利用者の送迎等のための使用に限られており、自家用バスの使用にあたっては、道路運送法に照らし違反のないよう十分留意するよう注意も促されている。

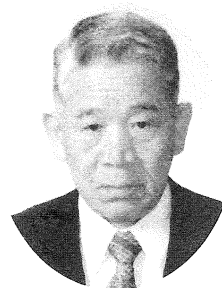


適正に運行されている「まごころ号」

当町では、予算に基づき、長浜町マイクロバス（まごころ号）管理運行規則により、運行しているのをご理解をいただきたい。

肱川水系河川整備計画 について

場外馬券発売所設置 について



中野茂明 議員

一日も早く安心して 生活できるように

質問：今回の台風16号による肱川中・下流域の水害を見ると、ダム機能の喪失など、安全安心・清流復活をうたった肱川水系河川整備計画の欠陥が見えてきた。この計画に賛同された町長は、この事態をよく検証し、山鳥坂ダム建設を中止し堤防整備を中心とした計画への見直しを、国・県に強く要請する考えはないか。

答弁（町長）：議員さんも新聞・テレビ等でご存じと思われるが、去る七月十三日から十八日にかけての新潟県・福島県および福井県の水害では、堤防の決壊ならびに

越流により、多くの人命財産が失われた。このことは、堤防建設のみで治水対策を行うことの困難性を如実に物語っている。また、肱川下流域では、平地が少なく、急峻な山脚が河岸まで迫っている地形上から、堤防の構造にも制約を余儀なくされ、仮に堤防の決壊および越流による洪水が発生すれば、甚大な被害が予想されるわけである。

策定された河川整備計画では、地域ごとの整備要件に配慮して、堤防建設と合わせ三ダムにより洪水を調節することで、堤防への負荷を軽減する内容となっており、諸条件を満たした計画になっていると考えている。

なお、今回の台風16号による洪水は、短時間に集中した豪雨によって、大洲上流で流域平均十二時間連続雨量が一七七ミリを記録し、昭和二十年九月の枕崎台風に次ぐものとなったが、野村・鹿野川の両ダムでは、約二十四万トンの洪水を調節し、大洲第二観測所での流量を毎秒約七百トン低減させ、約〇・七メートルの水位低下を図っている。

議員さんご指摘の、ダムによる治水の欠陥が見えてきたと言われたが、堤防整備はまだ継続中であり、野村・鹿野川両ダムも持っている洪水調節機能は果たしており、どこを指して欠陥なのか私としては理解に苦しむところである。

もし、鹿野川ダムの改造と山鳥坂ダムが完成していたとすれば、さらに洪水調節機能が発揮され、治水機能の向上と沿川住民の民生の安定に大きく寄与することが期待できたと思っている。

肱川水系河川整備計画によると、完成まで約三十年の期間を要し、治水安全度も約四十分の一と向上し、流域の洪水被害も一定の阻止が可能になるものと考えているが、特に、下流域の速やかな整備によ



今後は下流域の速やかな整備が必要である（肱川）

り、流域住民が一日も早く安心して生活できるように、治水安全度の向上に資する条件整備に鋭意取り組んでいきたいと考えている。

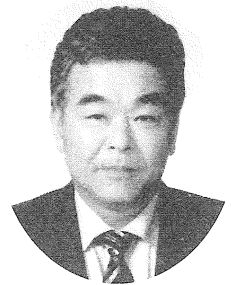
質問：場外馬券発売所設置について、反対意見が強いなら作らないというような話も聞いている。

町民の四七％にあたる人の場外馬券発売所設置反対の署名は、最大の住民の声だと思いが、設置を断る考えはないのか。また、町民と対話集会を持つ考えはないか。

答弁（町長）：このことにつきましては、一括して答弁を行います。

台風16・18号の被害状況 および被害額と 復興対策について

肱川の堤防を含む河川改修・
鹿野川ダム改修・
山鳥坂ダム建設について
保育所の統廃合について



宮本増憲 議員

質問：台風16・18号襲来による浸水住宅および農林水産・公共物（道路も含む）これらの被害状況と、それに伴う復興支援の進捗状況と今後の防災計画について伺いたい。

答弁（町長）：このことにつきましては、一括して答弁を行います。

防げたのではないかと推測

質問：今回の水害は、肱川水系河川整備計画が完成していれば防ぐことができたという見解もあり、一日も早い着工が望まれるが、町長はどう思うか。

答弁（町長）：もし完成していたとすれば大幅な被害の軽減は図られていたものと思われるが、防げていたと判断するにはさまざま

まな条件も考慮せねばならず専門的知識も要するが、疑問の残るところでもある。しかし、東大洲市街へのはんらんは防げたのではないかと推測され、一日も早い完成を望むものである。

ただ、国の財政状況や河川改修工事に伴う築堤の用地確保等工事の進捗にはさまざまな制約が起る可能性があるが、これらの事を勘案し、国土交通省では整備期間を約三十年と予定しているものである。

しかし、治水安全度の面では三十年後によりやく約四十分の一となるのみで、流域住民が安全で安心した生活が送れるまでには、さらなる治水安全度の向上を図る必要があると考えている。

質問：先の検討委員会では、保育所は一か所に統合するという答申が出ていたが、状況が変わり新たな検討委員会が作られ統廃合について見直されているが、どのような結論に至っているのか。

答申を最大限に 尊重したい

答弁（町長）：六月議会において答弁したように、議会と行政とで構成する「保育所統廃合検討会」を六月二十一日に立ち上げていただき、計四回にわたり慎重に協議を重ねられ、去る九月十三日に、検討会の会長さんから、答申を受け取っている。その内容であるが、

要約すると、
①保育所は三カ所に統廃合することが望ましい。

②三カ所は、長浜地区、大和地区、白滝地区が適当である。

③統廃合の時期については、平成二十一年四月一日までをめどとする。

④統廃合を実施するにあたっては、時代に即応する事業に取り組んでいただきたい。

この答申を受け取り、市町村合

併を控えているが、私なりに方向性を示さなければならぬのではなからうかと思っており、私としては、この答申を最大限に尊重したいと考えているので、議会の皆さんのご意見を賜りたいと考えているところである。

なお、乳児保育所の廃止等については、現在協議中ではあるが、来年一月から町に移管するという方向で協議をしているのでご理解を賜りたいと思っている。

梅雨前線豪雨災害と 台風16号・18号災害 について

共同場外馬券発売所の 設置について

設置について



日高照友 議員

質問：六月末の梅雨前線豪雨時の降雨と被害状況はどのようなものだったのか。また雨台風の16号と風台風であった18号の被害状況と対策についても伺いたい。

答弁（町長）：このことにつきましては、一括して答弁を行います。

対策、また国土交通省へ何か申し入れをされたのか、併せて町民への説明も必要と思うが、町長の考えを伺いたい。

災害への対応と町としての今後の

については、要津寺谷樋門、田淵樋門、柿早樋門、加屋樋門、除川樋門、滝川樋門は四国地方整備局大洲河川国道事務所と町とにより業務委託契約を交わし、町は、長浜町消防団と業務委託契約を交わしている。なお、豊中樋門は、町と長浜町消防団とで業務委託契約を交わしている。最終決定者および実施責任者については、責任の内容にもよるが、樋門開閉操作の業務面では現場業務にあたっては操作人になるが、樋門の開閉にあたっては、外水位が内水位を超えたとき逆流防止のため閉じるものである。必要に応じて何回か操作を繰り返すこともある。なお、

年に一回は樋門操作説明会を開催しており、16号台風の日、九月一日にも国土交通省、長浜町、大洲消防署長浜支署、樋門操作人関係者（白滝分団）で樋門操作の再確認、点検箇所等の話し合いもたれている。

次に、「災害救助法」の適用については、今回、基準に満たなかったが、合併後であれば被災規模の面で、おそらく適用基準に合致したと考えられるところである。

町としては、町単独で「災害救

助法」の適用と同等の処遇をすればよいということで、調査をさせたが、それを受ける世帯は見当たらなかった状況である。

「ふるさと創生資金」いわゆる町づくり基金については、基金としての使途制約もあり、その使途については、今回の議会に修正案件として計上しているので、ご理解をいただきたい。

一括答弁

梅雨前線豪雨と 台風16・18号災害 について

緊密な連絡体制のもと 迅速な対応を

初めに、六月二十五日から二十八日に発生した「梅雨前線豪雨」であるが、四日間の連続降雨量は、一九一ミリに達し、一日の最大雨量は二十八日の八二・五ミリであり、また、一時間連続雨量は、午前十時から三時までの一時間に五五ミリという集中豪雨であった。

この梅雨前線における町道や河川等の公共土木施設のうち、町道

で四件、河川で二件、計六件の被害があり、被害額は約六千七百四十八万二千元が見込まれ、また、小規模災害では、七十六カ所、被害額は約一千四百五十一万円となっている。このうち現在までに対応したものは、小規模災害で、日常生活に支障をきたす道路崩落土砂の取り除きや、水路閉塞の土砂取り除きおよび二次災害の発生が懸念される個所の二十一路線三十二カ所を緊急に機能回復を図ったところである。

また、農林水産施設災害について

では、農業用施設災害として、農道崩壊等十五件、林道災害として路側崩壊等五件、山腹崩壊（治山災害）として、今坊大谷地区山腹崩壊ほか二件、水産施設災害として、喜多漁港内への土砂流入等多くの災害が発生しており、これらの災害復旧対策として、農林漁家の生産活動に支障が出ないように、国庫補助の対象とならない小規模災害のうち、現在、緊急を要する農業用施設災害六件をはじめ、林道施設災害一件、水産施設災害の復旧工事を実施しているところである。残りの災害復旧事業についても、可能な限り早期復

旧に努めていきたいと思っている。なお、国庫負担の採択要件に合致する災害については、農地・農業用施設災、公共土木施設災等、すべて、査定申請等の事務手続きを行い、国・県の指令に基づき、順次、復旧事業を進めていきたいと考えている。

次に、「台風16号・18号の被害状況および被害額と復興対策について」であるが、まず、台風16号の町道や河川の公共土木施設被害状況では、各地区に発生した法面崩壊や町道等の生活道路の損壊など、その被害額は町道や河川の公共土木施設で八件、被害額で約一千九百万円をはじめ、国庫負担法



台風18号の影響で被災した町道日ノ浦松ノ久保線

に該当しない小規模災害（町単災害）二十三件、被害額約三百三十七万円、その他道路補修や下水道清掃等に、約百三十八万円を要する見込みで、被害額は全体で二千三百七十五万円に上るものとなっている。また、台風18号では暴風が顕著な台風であったため、町内全域にわたり倒木による被害が多く発生し、全体被害個所の六七・六%を占めていたが、地元の議員さんをはじめ、区長さんや地域の方々が速やかに出動され生活道の機能確保にご尽力をいただき、通行止めを最小限にとどめることができ感謝をしているところである。現在までのところ、把握している被害では町道で四件、被害額約一千六十万円、町単独災害三十二件、被害額約五百四十万円となっている。これらの災害復旧については、速やかに取り掛かりたく思っているが、国・県への手続き等から復旧に向けての着手には、今しばらく期間を要するところである。

農林水産関係の被害状況および復旧対策について、台風16号の農作物および農業用施設災害として、水稲、キュウリ、キウイフルーツ、ビニールハウス等に対する被害額



台風18号の影響により被災した青島漁港物揚場

が七百二十七万三千円、漁港施設災害として、漁港護岸崩壊等四件百五十万円、農業用施設災害として、農道の路側崩壊等六件七百四十一万四千円、農地災害として、水田の崩壊二件五百万円、合計二千八百八十七万七千円となっている。

また、台風18号の農作物・農業用施設災害として、水稲、キュウリ、キウイフルーツ、温州みかん、ブドウ、ビニールハウス等に対する被害額が五千四百八十七万円、漁港施設災害として、青島漁港物揚場崩壊等九件二千八百八十一万二千元、農業用施設災害として、農道の路側崩壊等四件二百六十五万円、合計八千二百九十四万九千

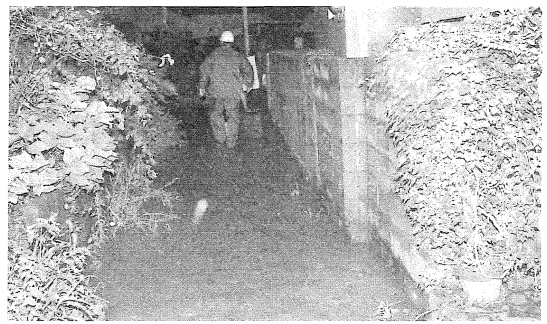
円と現在のところなっている。

これら災害に対する復旧支援の進行状況についてであるが、農作物や農業用施設災害に対しては、現在県単事業として検討されている支援制度等が明らかになった時点で、関係機関と協議し対処していきたいと考えている。

また、漁港施設災害、農道等の農業用施設災害、農地災害については、農林漁家の生産活動に支障がないように土砂取り除き等の復旧工事を早急に進める一方、今後、梅雨前線豪雨、台風16号同様、査定申請等の事務手続きを行い、国の指令に基づき、順次、復旧工事を進めていきたいと考えている。

なお、災害に伴う農家への資金の貸し付け等については、JA愛媛たいきで対応しており、また、伊予喜多農業共済組合も独自に調査を始めており、これらの推移を見極めながら対応を検討していきたいと思っている。

台風16号による住家被害は、「床上浸水」が白滝地区で九戸、長浜地区は一戸の計十戸、「床上浸水」が白滝地区十六戸、長浜地区十一戸、仁久地区二戸、沖浦地区一戸の計三十戸であり、柴地区



台風16号の影響で浸水した江湖付近（8月30日午後8時20分ごろ）

および白滝地区については、現地の情報をもとに、避難勧告を出し、該当する世帯に避難を呼びかけた。江湖および小浦の一部の区域については、自主避難という形をとり、避難誘導にあたっては、消防団員および町職員等が行い、現状および今後の水位、満潮時刻等を該当する世帯に知らせ注意を呼びかけたものである。

なお、避難勧告で避難した世帯は、柴地区で十四世帯三十七人、白滝地区では十二世帯十八人であった。自主避難をされた世帯は、長浜地区で十二世帯十七人、櫛生地区では五世帯七人であった。また、浸水しそうな個所につい

ては、事前に消防団員によって、土のうによる浸水の防止を図ったが、予想以上の水位上昇等により、広範囲で浸水する結果となったものである。

台風18号の住家被害は、災害救助法に基づく判定認定では、「一部損壊」が四戸である。なお、台風16号で浸水があったところは、事前に土のうを準備するとともに、長浜赤橋近辺および白滝地区については、土のうを追加して用意していたが、幸い、雨が少なかったので準備だけに終わったものである。江湖および小浦の一部の区域については、現在の水位および波の高さ、満潮時刻等を該当する世帯に知らせ注意を呼びかけたものである。

自主避難をされた世帯は、長浜地区で三世帯七人と、櫛生地区の三世帯五人である。なお、洪水等の災害時における避難誘導のガイドライン・マニュアルについては、長浜町地域防災計画に規定し、今回もこの計画方針に沿い対応したところである。

また、肱川河口の肱川口漁港（江湖）については、港内の一部に多少亀裂が生じた個所が存在するが、このことにより漁港としての機能が果たせないとか、直ちに崩壊につながるのか、そのような緊急性の高いものではないと考えている。また、豪雨によって肱川が増水した際に港内にごみが漂着し、景観を悪化する場合もあったが、現在ごみの除去については、漁港の利用者や周辺の方々のボランティアによって行われており、大変感謝しているところである。

ご承知のとおり、江湖周辺の整備は、国土交通省の河川整備計画の中に位置付けられており、平成十八年度ごろには築堤工事に着手されるのではないかと考えている。しかし、江湖は、坂本龍馬脱藩に關わる歴史的に貴重な港であるとともに、この周辺は、長浜大橋・富屋金兵衛邸跡・登録有形文化財の指定を受けた末永家住宅等が存在し、当町の観光にとっては貴重な歴史ゾーンでもあることから、河川整備の実施計画にあたっては、歴史や景観等に十分配慮していただくように申し入れをしていると

ころである。

次に、台風16号に係る「災害救助法の適用等」についてであるが、この「災害救助法」の適用については、法に基づく適用基準があり、よくある事例でいうと、住家滅失世帯数が基準になっており、市町村の人口に応じて住家滅失世帯数が定められ、当町の場合四十世帯以上の滅失世帯があるか、愛媛県内で住家が滅失した世帯数が一千五百世帯以上の場合、長浜町での住家滅失世帯数が二十世帯以上であるかといったことが適用要件となっている。この場合、床上浸水世帯三世帯をもって滅失世帯一世帯とみなしているが、今回の当町の場合、被害が床上浸水の十世帯であり、この法律の適用基準を満たしてはいないものである。また、「災害救助法」の延長線上に「被災者生活再建支援法」という法律もあるが、この場合も法適用の要件があり、当町は該当しておりません。

今回の台風16号に関して、現行制度の範囲内では町の「災害弔慰金の支給等に関する条例」による「災害援護資金の貸付制度」が考えられるが、災害の程度による制限、所得による制限があり、諸条件を満たしていれば最高百五十万円が貸し付けが受けられることになっている。

町としては、今回の台風16号の被災地区への職員の派遣、床上浸水世帯に対する災害見舞金の支給等は実施しており、また、被災世帯における保育料の減免等も考えられるが、今回は該当する方がいなかったものである。

しかしながら、高齢者世帯に対する支援等や法律の適用対象外に生活再建の支援、家具や家庭電化製品の修理・買い替えに対する支援等については、考慮する必要があるのではなからうかと考えているが、具体的な被災の程度の判定等いわゆる線引きをどうするかが今後の検討課題として顕在化したが、町民の安全安心の問題、生命財産の確保等は、行政の普通の課題であり、常にこのことを念頭に対処していきたいと考えている。

次に、今回の水害で国土交通省へどのような対応をしたのか、また町民に対して説明を行うべきではないかとの質問であるが、台風

16号による洪水および高潮により、仁久地区では二棟の住家が床上浸水の被害を被り、県道大洲長浜線も通行止めとなった。

仁久地区は、地盤高が低いことから以前より高潮等の被害を受けやすい地域で、下水・雨水等の排水対策に苦慮しているところである。このことから、堤防建設にあたっては排水システムの再検討を行い、堤防沿いの低い土地については、堤脚下に設置した排水管で要津寺谷樋門に排水することとしたが、地盤が低いため高潮および洪水時には樋門を閉め切り、逆流を防ぐ方法しか対応が困難であることを関係者に説明申し上げ理解を求め



台風16号による洪水で冠水した県道大洲長浜線（上老松付近 8月30日午後10時15分ごろ）

たところである。なお、抜本的な解決策としてポンプ等で排水する方法が最善であるが、肱川流域には無堤地区が多数存在していることから、内水排水処理施設設置までには非常に長い年数を要するため、当分の間、樋門操作による対応し樋門の適正な操作が実施されるよう地元消防団への指導監督をお願いしたところであり、台風18号では早めの樋門操作と消防ポンプによる排水で浸水の被害を免れており、地元消防団のご苦労に対し感謝しているところである。

今回の水害では、国土交通省からの情報がスムーズに伝わったと言いつてもいい場合もあり、今後はより緊密な連絡体制を構築し災害に対して迅速に対応していきたいと考えている。



共同場外馬券発売所 設置について

十一月中に最終判断を

中野議員の質問であるが、ご承知のように、去る八月十二日に高知県競馬組合の管理者が「(仮称)パルス長浜」の設置についてという事で協議書類を持参された。このことについて、議員さんは、「馬券発売所はいらぬ」との意見が強いなら作らないとも聞いた。」という事で、「長浜町の住民の四七%の場外馬券発売所設置反対署名は、最大の意見であり、住民の声ではないのか。」とのことであるが、この「作らない」という意味は、「共同場外馬券発売所」を地元として受け入れていただけないのなら、設置できないということであり、ご理解いただきたいと思う。議員さんは四七%の反対署名があると言われたが、確かに、昨年六月の人口は九千三百四十六人であるので、反対署名者の数値で見ると、計算上は四七・八%となる。

しかしながら、議員さんもお承知のように、署名行為については、その真実性を確認する必要性があ

り、署名の内容というものを可能な限り精査させていただいた。

まず、署名人数に誤りがないかどうかの確認、署名者が長浜町民であるかどうか、署名の中に未成年者がどの程度含まれているのか、署名簿の提出先に誤りがないか、重複署名がないかなどを可能な限り調べた結果、高知県競馬組合長あてのものが百五十二人分混入しており、さらに、重複署名を除くと三千五百五十二人となり、四七%から三八%に減少した。自署でないと同推されるものや未成年者の署名については、まだこの中から除いていないが、相当数のものがあると考えている。

ただ単に四七%と、その中身を確認されずに、いかにも反対者が多いかのように吹聴されるのは、どうかと考えるところである。

また、反対者の中にも、反対の根拠を明らかにして反対される方、色々なことを思い込みで言われる方、ただ単に理論も根拠もなく反対される方、頼まれて署名された方などさまざまな形態があるのではないかと思っている。

本件については、昨年、議会においても本当に真摯に検討いた

くとともに、一般町民の方にも構成員となつていただき設置した検討委員会では、類似施設における懸念事項等について調査検証し、また、警察等のデータも分析し、公平公正に、本当に真剣に検討を

いただき、一定の方向性を示していただいたものと思っている。そして今回、場所等の計画が示され、具体的な検討が可能となつたので引き続き検討し、十一月中には結論を出したいと考えている。

議員からご質問の「反対の声」については尊重するが、反対の具体的な根拠や事象を示していただき、「なるほど、これでは設置は困難である。」という説得力のあるものを示していただきたいと考えている。

先般も、伊予市でポートピア計画が浮上との報道がされており、地元住民や開発業者を請願者とする「福祉施設と場外舟券発売所の建設を求める請願書」が伊予市議会に提出されたというものである。新聞報道の範囲ではあるが、規模の大小、手法の違いはあつても「馬券の場外発売所」も「舟券の場外発売所」も全く同じことである。今後、どのような展開になる

かは分からないが、関心をもつて見ていきたいと考えている。

中野議員に申し上げるが、総論ではなく各論の域に入っているの

で、反対は反対で結構である。今後において、より具体的な提案がなされたので、そのことに基づき、懸念される案件についての検証を行っていききたいと思つている。このことをきちつとやること

が、慎重にして丁寧な対応であるうと私は思っている。これをもとに、しかるべき時期に結論を出させていただくのご理解をいただきたいと思つている。続いて、日高議員の第一点目の、「今後、どのような事項を踏まえたうえで最終判断をするのか。」とのことであるが、高知県競馬組合から協議のあつた（仮称）パルス長浜の設置については、今回、

○設置場所が晴海三―三ほかということ。
○設置者については、高知県競馬組合、特別区競馬組合（大井競馬）であること。
○施設所有者、いわゆるオーナーは、高知県高知市の（有）岡本建設となつていること。

○施設の概要は、敷地面積が一万三千二百平方メートル、延べ床面積にして千四百八十五平方メートルの鉄骨平屋建ての建物、駐車場

が四百三十台分、施設整備については、総合案内、観覧席、事務室、整理委員室、警察官室、救護・相談室、レストラン、売店などとなつていること。

○発売競馬場については、高知、大井、川崎、船橋、浦和の五競馬場を基本として、他の地方競馬も必要に応じて発売されるようであること。

○営業時間は、昼間開催が十時から十七時まで、夜間開催が十四時三十分から二十一時まで、年間発売日数が三百日の計画となつている。

これらの事項を踏まえて、先般も早速、共同場外馬券発売所設置検討委員会を開催していただいたが、昨年、検討委員会として場所等が決定していない段階で、類似事例地等の調査研究をしていただいている。

その結果として、昨年の段階では、高知県競馬組合からの設置検討要請を、否定しなければならぬような事案というのは、無かつ

たと受け止めている。しかしながら、今回、具体的に晴海に場所が特定されたので、このことを踏まえ、昨年検討いただいた内容と照らし合わせ、なおかつ防犯、通学路、交通安全、未成年者の問題、あるいは、ふれあいパークがあるので安全対策など、

さまざまな観点から検討委員会で、検討いただくものと考えている。私としては、今後、検討委員会の結果、また、議会での検討、地元説明会の結果、警察協議の推移等も踏まえて最終判断をしたいと考えているところである。

次に、私の同意の時期と、その前提条件についてであるが、現在、来年一月の市町村合併に向け取り組んでいるが、十二月には議会や閉町式などさまざまな行事等で日程が厳しくなるものと思われることから、最終判断は、十一月中というところで、後へは持ち越せないのではないかと考えている。

同意の前提条件については、申し上げるまでもなく、施設計画地である地元同意が必須条件である。また、社会的、教育的、環境的、交通的な検討をしていただき、施設建設を拒まなければならないよ

うな事由というものが検討委員会の検討結果として出されるのかどうか、さらに議会の意見を踏まえ、法的に問題がなければ同意をするということになると考えている。

次に、雇用機会については、今年七月の全国の有効求人倍率は〇・八三、愛媛県が〇・七六、大洲地区では〇・五五と極めて低く、雇用機会がいかにか少ないかという現実がある。

このような状況下で、子育てをしたり、本当に生計の維持のために身を粉にして働きたくとも、その場のない方が大勢おられるが、私は、町として弊害が発生するよきな企業であるならば、当然、同意はしかねるが、そうでなく、格別の問題もなく、町の活性化に結び付くようであれば、根拠もない反対のために、判断を誤るようなことはしてはならないと考えている。

次に、サボアサービス有入限会社への入り口に「場外馬券発売所設置に反対の看板が立ててあり、すぐに撤去されたが」とのことであるが、それぞれの方々が活動されることについては、私がいろいろと言うことはないが、全くの民有地

に全く関係ない人が勝手に作ってしまうというような、そういうことをやる行為自体がいかかなものかなと強く思っている。当町にも、問い合わせがあったが、調査しても明らかにこれは、サボアサービスの用地である。普通、常識的に考えて、ここにこういうものを立ててよろしいかという確認はされるべきではなからうかと私は思っている。

先般の共同場外馬券発売所に町民の四七%の反対がある旨の記事が掲載をされていたことについてであるが、その中身というものはどういったものなのかということを引きつと報道する側も検証をされるべきだろうと思っている。一概に四七%の反対記事が掲載されたということだけではなく、自分たちの責任において判断をするということが必要になってくると私は思っている。

長浜町共同場外馬券発売所 設置検討委員会を開催

去る十月十五日、第七回長浜町共同場外馬券発売所設置検討委員会が開催されました。

委員会では、高知競馬組合からの設置検討要請に基づき、約一年半にわたり調査、研究してきた「仮」パルス長浜」の計画について、競馬組合から、「現下の地方競馬の状況など、諸般の事情により中止したい」との申し出が、十月十二日付けであった旨の報告がされ、了承されました。

このことにより、昨年五月一日に設置した「長浜町共同場外馬券発売所設置検討委員会」が解散されることになりました。



▲推薦作品・夏の女

推薦に松山佳照さん（西予市）

ながはま赤橋夏まつり&水着撮影会

九月二十九日、役場二階会議室において「ながはま赤橋夏まつり&水着撮影会」の作品審査が行われ、県内外の四十六人、百四十三点の応募作品の中から次の十八点が入賞しました。

（敬称略）

【推薦】

夏の女（松山佳照・西予市）

【特選】

波とたわむれる（大久保重義・八幡浜市）

ほほえみ

（浦田耕作・三間町）

【準特選】

まなざし（大西康夫・松山市）

夏の日（竹内良弘・松山市）

魅惑のライン（久保次生・大洲市）

まなざし（乗松賢二・松山市）

見る（城戸隆行・広見町）

【佳作】

祭のフィナーレ（大竹美紗子・松山市）

勝った（井上雄次・北条市）

波際に遊ぶ（山家正和・香川県坂出市）

見つめる（八木慶次郎・松山市）

ピラス（石橋照士・砥部町）

サマーガール（松本隆平・松山市）

笑む（黒川勝彦・西条市）

肱川に映る女（稲本勝一・松山市）

スマイル（三宮信好・高知県室戸市）

まなざし（角田章三・八幡浜市）

財政事情

16年度上半期(一般会計) 予算執行率 34.2%



長浜町長 西田洋一

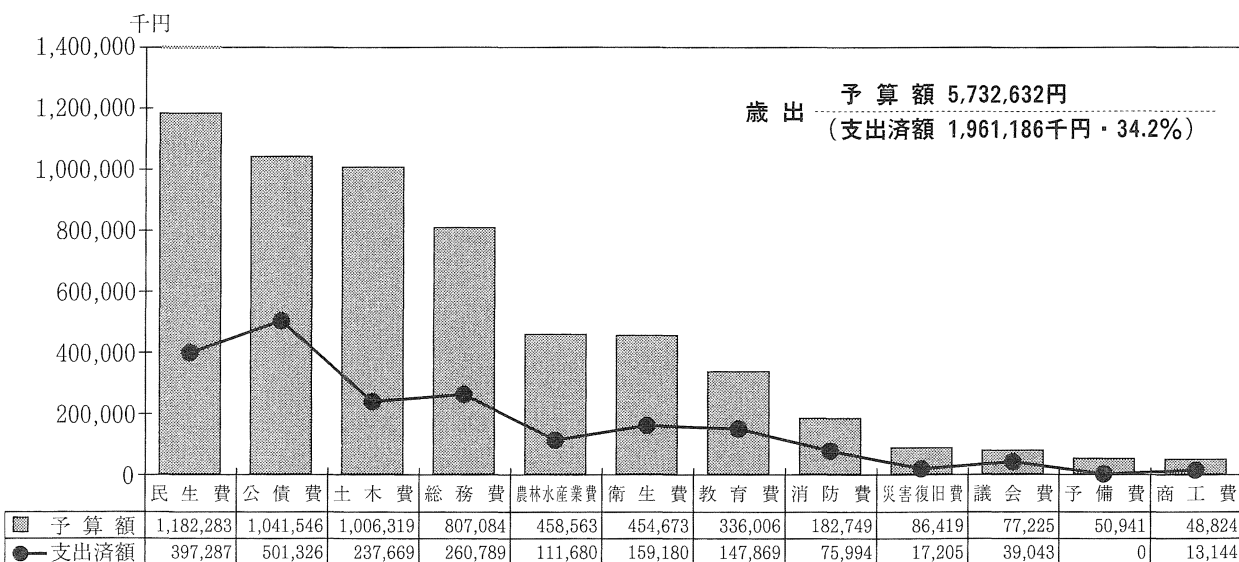
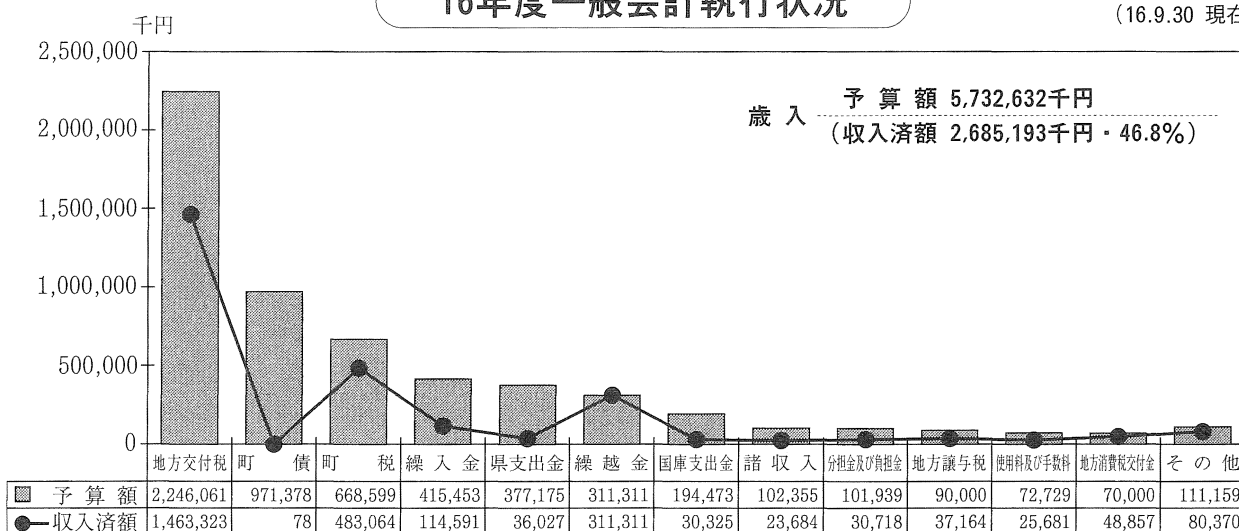
財政事情の作成及び公表に関する条例により、平成16年度9月末現在の長浜町の財政状況を公表します。

歳出の執行状況は、前年同期比5.9ポイント増加し、金額では735万3千円の減となっています。

歳入については、前年同期比10.5ポイント増加し、金額では1億5780万2千円の増となっております。

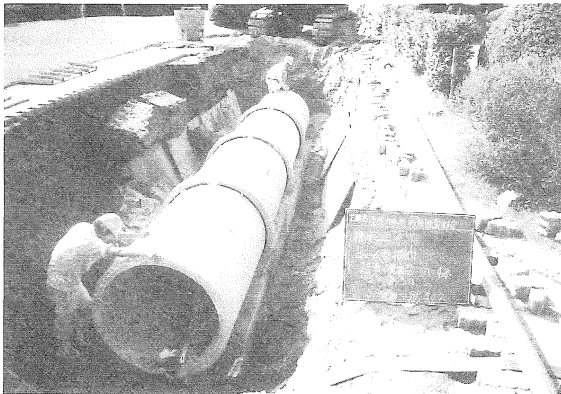
16年度一般会計執行状況

(16.9.30 現在)



収入済額
26億8519万3千円
19億6118万6千円
支出済額

長浜町の



長浜中学校前、下水管理設工事



改良が進む町道大谷口・大戸線

特別会計

(16.9.30 現在)

国民健康保険

	予 算 額 1,173,358千円
	収入済額 465,756千円
	支出済額 493,691千円

国民健康保険直営診療所

	予 算 額 13,516千円
	収入済額 1,534千円
	支出済額 6,362千円

港湾施設事業

	予 算 額 17,220千円
	収入済額 4,293千円
	支出済額 8,607千円

簡易水道事業

	予 算 額 48,949千円
	収入済額 814千円
	支出済額 18,439千円

住宅新築資金等貸付事業

	予 算 額 13,711千円
	収入済額 2,588千円
	支出済額 6,827千円

老人保健

	予 算 額 1,717,417千円
	収入済額 663,247千円
	支出済額 724,241千円

土地取得

	予 算 額 6,482千円
	収入済額 0千円
	支出済額 3,247千円

商品券

	予 算 額 56,928千円
	収入済額 9,095千円
	支出済額 7,357千円

介護保険

	予 算 額 717,326千円
	収入済額 300,092千円
	支出済額 250,294千円

土地区画整理事業

	予 算 額 90,634千円
	収入済額 24,202千円
	支出済額 61,993千円

税別収入状況 (単位:千円)

税 種 別	予 算 額	収入済額
町 民 税	227,176	121,378
固 定 資 産 税	383,169	319,865
軽 自 動 車 税	17,797	17,866
た ば こ 税	40,457	23,955
計	668,599	483,064

企業会計

水道事業会計

収益の収入済額	63,442千円
収益の支出済額	57,796千円

工業用水道事業会計

収益の収入済額	8,589千円
収益の支出済額	6,372千円

(※一般会計・特別会計ともに繰越明許費を含んでいます。)

長浜町の給与・定員管理等の状況を公表します。

町民の皆さんに職員給与等の実態を正しく理解していただくため、平成16年4月1日現在における長浜町職員の給与・定員管理等の状況を次のように公表します。

1. 給与の状況

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳 (15.3.31)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)	(参考) 14年度 人件費率
15年度	9,208人	6,430,795千円	276,680千円	1,186,377千円	18.4%	22.6%

(注) 人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含みます。

(2) 職員給与費の状況（普通会計予算）

区分	職員数 A	給与費			計 B	1人当り給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末勤勉手当		
16年度	153人	571,279千円	91,921千円	230,707千円	893,907千円	5,843千円

(注) 職員手当には退職手当を含みません。

(3) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（16年4月1日現在）

区分	一般行政職			技能労務職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
長浜町	312,528円	333,070円	43.8歳	227,443円	229,440円	52.3歳

(注) 1. 一般行政職は、税務職、看護・保健師、保育士、企業職、技能労務職を除いた職員です。
2. 技能労務職は、調理員、寮母、電話交換手の職員です。

(4) 職員の初任給の状況（16年4月1日現在）

区分	長浜町		国	
	初任給	採用2年後経過日給料額	初任給	採用2年後経過日給料額
一般行政職	大学卒	170,700円	184,400円	184,400円
	高校卒	138,800円	148,500円	148,500円

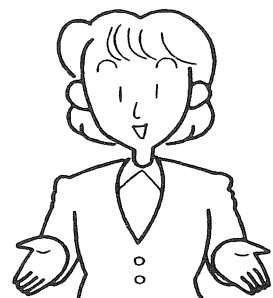
(5) 一般行政職の級別職員数の状況（16年4月1日現在）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計	
標準的な職務分類	主事補	主事	主任主事	係長	事務専門員	課長補佐	課長	総括課長		
職員数	3人	14人	15人	22人	24人	13人	12人	3人	106人	
構成比	2.8%	13.2%	14.2%	20.8%	22.6%	12.3%	11.3%	2.8%	100.0%	
参考	前年の職員数	3人	17人	15人	21人	23人	15人	12人	1人	107人
	前年の構成比	2.8%	15.9%	14.0%	19.7%	21.5%	14.0%	11.2%	0.9%	100.0%

(注) 1. 長浜町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2. 標準的な職務分類とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

(6) 特別職の報酬等の状況（16年4月1日現在）

区分	給料、報酬等の月額	期末手当（15年度支給割合）		
町長	800,000円			
助役	647,000円			
収入役	599,000円			
議長	272,000円	町長	助役・収入役	議員
		6月 0.9月分	6月 1.25月分	6月 1.70月分
副議長	220,000円	12月 1月分	12月 1.35月分	12月 1.60月分
		計 1.90月分	計 2.60月分	計 3.30月分
議員	207,000円			



(7) 職員手当の状況

区 分	長 浜 町			国		
期末手当	(15年度支給割合)			(15年度支給割合)		
	6月	期末手当 1.55月分	勤勉手当 0.70月分	6月	期末手当 1.55月分	勤勉手当 0.70月分
	12月	1.45月分	0.70月分	12月	1.45月分	0.70月分
	計	3.00月分	1.40月分	計	3.00月分	1.40月分
退職手当 ※16年3月31日以後の退職者から適用(国は10月1日から適用)	(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
	勤続20年	21.0月分	28.0875月分	勤続20年	21.0月分	28.0875月分
	勤続25年	33.75月分	43.335月分	勤続25年	33.75月分	43.335月分
	勤続35年	47.5月分	60.99月分	勤続35年	47.5月分	60.99月分
	最高限度額	60.0月分	60.99月分	最高限度額	60.0月分	60.99月分
	その他の加算措置 定年前早期退職特別措置(2%~20%加算) 退職時特別昇給 2号給以内			その他の加算措置 定年前早期退職特別措置(2%~20%加算) 退職時特別昇給 1号給 ※16年5月1日廃止		

時間外勤務手当	15年度支給総額	18,946千円
	職員1人当たり平均支給年額	129千円

特 殊 勤務手当	15年度支給総額		3,232千円
	職員全体に占める手当支給職員の割合		25.2%
	支給対象職員1人当たり平均支給年額		87千円
	手当の種類(手当数)		12
勤務手当	支給額の多い手当	青島診療所勤務手当・火葬場等勤務手当・行旅病死等処理作業従事手当	
	多くの職員に支給されている手当	保育業務従事手当・老人施設勤務手当・町税・徴収事務従事手当	

区 分	長 浜 町	国の制度との異同	国の制度と異なる内容
扶養手当	1) 配偶者 13,500円 2) 扶養親族2人目まで 6,000円 3) その他 5,000円 4) 配偶者のない職員の扶養親族1人目 11,000円 5) 一定の年齢の扶養親族1人につき 5,000円を加算。	同	
住居手当	1) 借家住居者 ア 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 支払った家賃の額から12,000円を控除した額 イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは16,000円)を11,000円に加算した額(支給限度額 27,000円) 2) 持家住居者 3,500円	一部異	2)の支給額等が異なる
通勤手当	1) 通勤距離片道2km以上で、交通機関利用者は運賃相当額(支給限度額 55,000円) 2) 通勤距離片道2km以上で、交通用具利用者は片道距離による定額方式(支給限度額 24,500円)	同	

2. 定員管理の状況

定員管理については、今後も適材適所の効率的な配置を行い、増員の抑制に務めます。(各年4月1日現在)

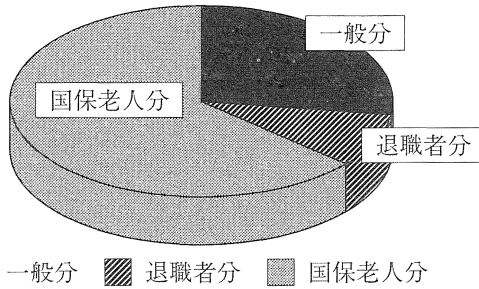
区 分	職 員 数	対 前 年 増 減 数							
		平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
福祉 関係 を 除 く 一 般 行 政	議 会	2	2	2	2				
	総 務	29	30	31	31		1	1	
	税 務	7	8	8	8		1		
	農林水産	14	13	14	13		-1	1	-1
	商 工	1	1	2	2			1	
	土 木	14	18	17	16		4	-1	-1
	小 計	67	72	74	72		5	2	-2
福祉 関係	民 生	58	55	50	50	-5	-3	-5	
	衛 生	14	15	13	13	-1	1	-2	
	小 計	72	70	63	63	-6	-2	-7	
	一 般 行 政 計	139	142	137	135	-6	3	-5	-2
特別 行政	教 育	16	13	13	13	1	-3		
	小 計	16	13	13	13	1	-3		
公営 企業 等	病 院	1	1	1	1				
	水 道	4	4	4	4				
	そ の 他	11	11	11	11	2			
	小 計	16	16	16	16				
	合 計	171	171	166	164	-3		-5	-2

(注) 職員数は一般職に属する職員数で、嘱託・臨時職員等を除いています。

平成15年度 国民健康保険の状況

平成15年度長浜町国民健康保険の総医療費は、22億5,123万円で、平成14年度と比較すると約1億360万円増加し、また一人あたりの医療費は、3.9%増加して47万5,746円となっています。平成15年度において国民健康保険には、町民の51.4%にあたる4,732人が加入されていますが、若い層の被保険者が年々減少し、高齢者の加入が増加しています。医療費の無駄遣いをなくして、一人ひとりの心掛けで医療費の適正化に努めましょう。

平成15年度受診者別医療費内訳



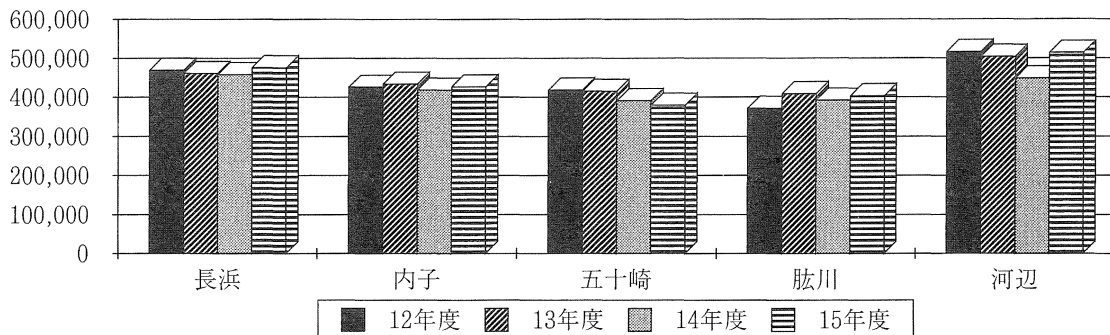
平成15年度受診者別医療費内訳

	医療費(円)	被保険者(人)
一般分	615,221,000	2,374
退職者分	207,117,000	566
国保老人分	1,428,892,000	1,792
総医療費	2,251,230,000	4,732

(千円未満切り捨て)

郡内町村の1人あたり医療費推移(単位:円)

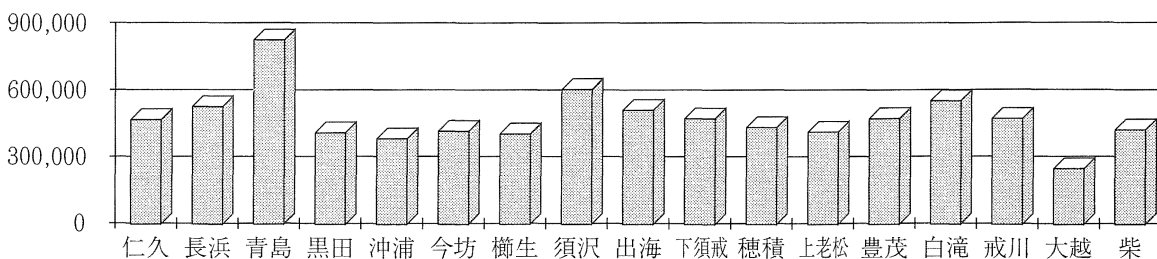
	長 浜	内 子	五十 崎	肱 川	河 辺
12年度	468,725	426,208	418,274	371,642	516,099
13年度	460,814	433,848	415,256	408,606	503,775
14年度	457,900	418,694	391,172	391,799	448,279
15年度	475,746	426,628	379,501	403,273	513,687



地区別の医療費

平成15年度国民健康保険被保険者1人あたり医療費(円) <平成15年3月~平成16年2月診療分>

仁久	長浜	青島	黒田	沖浦	今坊	櫛生	須沢	出海	下須成	穂積	上老松	豊茂	白滝	戒川	大越	柴
469,821	527,535	826,918	410,816	383,877	417,970	406,130	606,217	513,378	474,874	435,390	415,256	475,728	553,968	473,709	249,871	424,536



長浜町の

平成15年度

1人あたり老人医療費

は

県下69市町村中

15番目です

老人保健医療費制度は慢性的な病気になりやすいお年寄りのために、医療費の1割または2割の一部負担金で病院にかかれる制度です。一部負担金以外の医療費は若い人たちの保険料（税）などで賄われております。平成14年10月にそれまで伸び続けていた老人医療費を抑制するため、老人医療該当年齢を段階的に75歳まで引き上げる制度改正があり、それにより受給者数が減少し、老人医療費総額は下がってきております。

平成15年度長浜町の老人医療費は総額約17億9,426万円で、14年度より約3,477万円減少しております。しかしながら老人1人あたりの医療費は約78万2千円で14年度と比べ約6千円増額となっております。

1人あたり老人医療費を一般の若い方と比べると約3倍、県下69市町村では15番目に高い金額となっております。特に長浜町の場合は通院よりも入院の割合が高く、1カ月あたり入院の受診率は県下69市町村の中では1番高く、高医療費の原因となっております。

このため日ごろから定期健診等で健康管理を十分に行い、生活習慣病の予防に努めていただくとともに、可能な限り通院による在宅医療に心掛けていただき、また医療費の無駄遣い

といわれる重複受診（注1）や頻回受診（注2）をしないことが医療費を抑制し、老人保健財政の運営の安定化につながるようになります。どうか皆さまのご理解とご協力をお願いします。

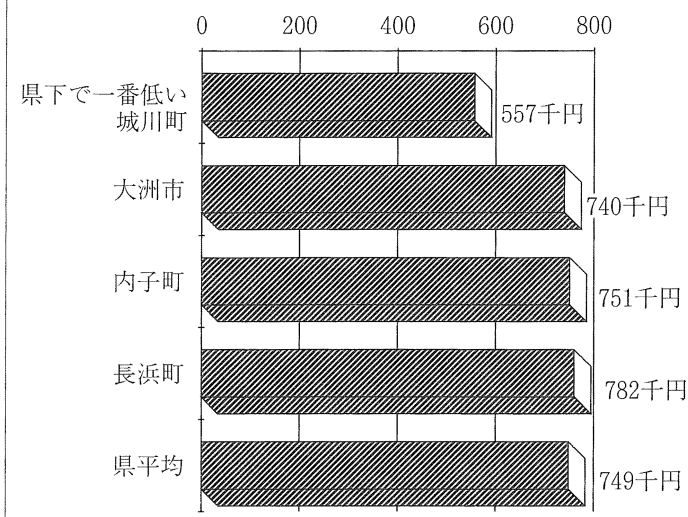
（注1）重複受診とは、一つの病気で何カ所も病院にかかること。

（注2）頻回受診とは、とにかくいろいろな診療科、病院にたくさんかかること。

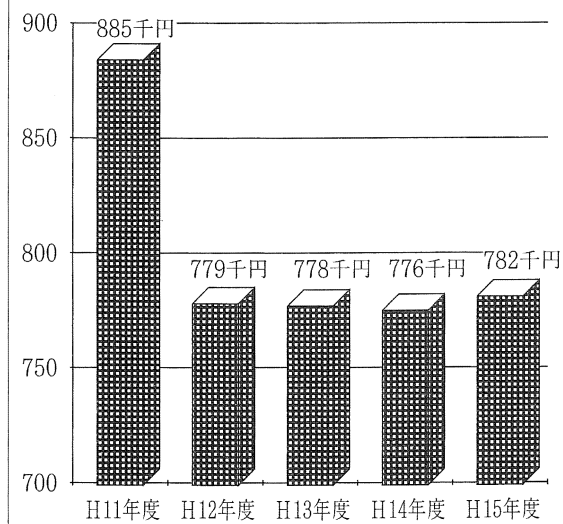
「お年寄りの皆様へお願い」

病院に持って行く健康保険証が変わったことによる医療費の請求誤りが、最近増えております。健康保険証は医療費の支払いに関わる大切なものです。健康保険証の記号番号が変わりましたら、すぐに役場国保係へ届け出て下さい。

H15年度1人あたり老人医療費比較（単位：千円）



長浜町1人あたり老人医療費推移（単位：千円）



児童扶養手当制度

父と生計が同一でない児童が生活している家庭の、安定と自立を促すための制度です。

手当てを受けることができる人は？

- 母または養育者（ただし、公的年金給付を受けていないこと）

対象となる児童は？

- 18歳に達する日以後の、最初の3月31日まで（高等学校を卒業する年度末まで）の間にある児童、または、一定の障害のある20歳未満の児童
 - 父の状況が次に該当する場合
 - 1 父母が婚姻を解消した児童
 - 2 父が死亡した児童
 - 3 父が重度の障害の状態にある児童
 - 4 父の生死が明らかでない児童
 - 5 父が引き続き1年以上遺棄している児童および、1年以上拘禁されている児童
 - 母が婚姻によらないで懐胎した児童（未婚の子）
- ※ ただし、父または母の死亡について、公的年金給付や遺族補償給付が受けられる児童および、里親に委託されたり児童福祉施設に入所している児童は対象になりません。

支給方法は？

認定請求をした日の属する月の翌月分から支給され、支給すべき事由が消滅した日の属する月分まで支給されます。

こんなとき

こんな手続きを！

- 受給資格ができ、手当を受けようとするとき…認定請求書
- 毎年8月、手当受給者すべての方が提出する書類…現況届（現況届の提出がないと、8月以降の手当てが受けられません。）
- 監護している児童の数が増えたとき…額改定請求書
- 監護していた児童の数が少なくなったとき…額改定届
- 手当を受けている方の氏名・住所および金融機関・印鑑の変更があったとき…氏名・住所・支払金融機関・印鑑変更届
- 手当を受けている方が死亡した場合…受給者死亡届
- 手当を受けている方が婚姻したり、監護していた児童が支給要件に該当しなくなったとき…資格喪失届

特別児童扶養手当制度

精神または身体に障害を有する児童の、福祉増進を図るための制度です。

手当てを受けることができる人は？

- 障害児を監護している父または母
- 障害児と同居・監護・生計を維持している父母以外の養育者（ただし、本人・配偶者・扶養義務者の所得が、限度額を越えている場合は支給停止となります）

対象となる児童は？

- 20歳未満であること
- 障害を理由とした年金を受けていないこと
法律施行令に定める程度の障害の状態にある者
- 児童福祉施設等に入所していないこと

支給方法は？

請求をした日の属する月の翌月分から支給され、支給すべき事由が消滅した日の属する月分まで支給されます。

こんなとき

こんな手続きを！

- 受給資格ができ、手当を受けようとするとき…認定請求書
 - 毎年8月、手当受給者すべての方が提出する書類…所得状況届
 - 障害児の数が増えたり、障害の程度が2級から1級になったとき…額改定請求書
 - 障害児の数が減ったり、障害の程度が1級から2級になったとき…額改定届
 - 手当を受けている方が死亡したとき…受給者死亡届
 - 受給者または障害児が支給要件に該当しなくなったとき…資格喪失届
- なお、手続きにはそれぞれ添付書類が必要な場合があります。

児童手当制度

児童を養育している方に手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成および、資質の向上に資するための制度です。

手当等の種類（児童手当法上の区分）

【3歳未満の児童】

- ①児童手当
- ②特例給付（所得制限により児童手当を受けられないサラリーマン等の特例として、所得が一定未満の場合に限り、児童手当と同額を支給）

【3歳以上9歳到達後最初の3月31日までの児童】

- ③小学校第3学年修了前特例給付（法附則第7条給付）
3歳未満の児童の児童手当に相当
- ④小学校第3学年修了前特例給付（法附則第8条給付）
3歳未満の児童の特例給付に相当

手当を受けられることができる人は？

- 9歳到達後最初の3月31日までの間にある児童を養育している方
ただし、前年（1月から5月までの請求分については前々年）の所得が一定額未満の者

児童手当等の支給を受けるには？

- 出生、転入等により、新たに受給資格が生じた場合に「認定請求書」の提出が必要です。
※申請書のほかに「年金加入証明書」「所得証明書」など、必要に応じて添付書類が必要な場合があります。

支給される月額とは？

第1子	5,000円
第2子	5,000円
第3子以降	10,000円

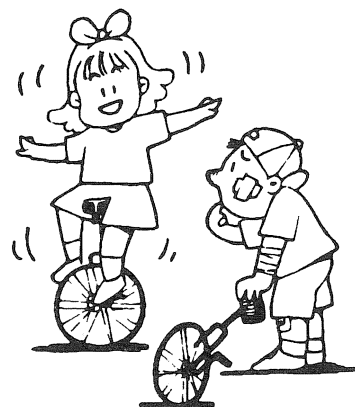
支給方法は？

- 請求した日の属する月の翌月から、支給事由の消滅した日の属する月分を支給。
原則として、2月・6月・10月に、それぞれ前月分までをまとめて口座振込。

こんなとき

こんな手続きを！

- 認定請求書…転入・出生等で、新たに受給資格が生じたとき
- 額改定認定請求書…出生等により、支給対象児童が増えたとき
- 額改定届…年齢要件等により、対象児童となる児童が減ったとき
- 現況届…6月1日現在、手当を受けている全ての受給者
- 受給事由消滅届…
 - 他の市町村に住所が変わったとき
 - 年齢要件により、支給対象児童がいなくなったとき
 - 特例給付または、法附則第8条給付の受給者が退職したとき
 - 受給者が公務員になったとき
- 住所変更届…
 - 同じ町内で住所が変わったとき
 - 養育している児童の住所が変わったとき
- 氏名変更届…受給者または、養育している児童の名前が変わったとき
（以上の届出等には、必要に応じて添付しなくてはならない書類があります。）



詳細は、役場住民福祉課福祉係（☎52-1111〈内線29〉・有2063）までお気軽にご相談ください。

保健センターからのお知らせ

日常的な運動のすすめ

高血圧や高脂血症、肥満などの生活習慣病予防には、「食生活」はもちろんのこと「運動」がとても大切です。しかし現在では、自動車やエレベーターなどが普及し、生活が便利になったため、私たちはいつの間にか、慢性的な運動不足に陥っているのが現状です…。みなさんは日ごろ、動いていますか？

意識的に体を動かそう！

☆こんなふうに分を動かそう！

運動が大事なことは分かるけれど、時間を作るのが難しいという方も多いのではないのでしょうか？日常生活のちょっとした工夫で、体を動かす機会をぐんと増やすことができます。

◎できるだけ歩く

- ・買い物や山仕事、畑仕事に出かけるとき、ちょっと近所まで出かけるとき、10分ぐらいの距離ならば、車や自転車は使わず歩くようにする。
- ・駐車場に車を止めるとき、店の入り口から離れたところに止めて歩く。

◎遠回りをする

- ・わざわざ遠回りして店まで買い物に行くようにし、歩く距離を増やす。

◎家事をしっかりとやる

- ・掃除のとき、あえて体を大きく動かす。
- ・洗濯物を干すとき、全身を伸ばしてストレッチをする。

◎階段を使う

- ・エスカレーターやエレベーターは極力使わず、階段を使う。

「意識する」のと「意識しない」のとは、一年後に大きな差ができてきます。小さな積み重ねも、毎日の習慣にすることで大きな効果を生むはずですよ！今日からと言わず、早速今から、意識して動いてみてください。



乳幼児の予防接種について

10月からごとう小児科(大洲市東大洲)でも、乳幼児の予防接種が受けられます。したがって、乳幼児の予防接種の指定医療機関は以下ようになります。

予防接種指定医療機関		
医療機関名	所在地(大洲市)	電話番号
亀井小児科	東大洲17	24-3757
ごうお小児科医院	西大洲甲1293-8	24-3936
さわい小児科医院	中村533-1	24-7530
ごとう小児科	東大洲74-2	23-0510

あらかじめ電話で予約し、「母子健康手帳」「予診票」「接種券」を持参のうえ受診して下さい。分からないことは、下記までご相談ください。

日曜・祝祭日の当直医 (11月15日～12月14日)	
11月21日(日)	中塚内科(西大洲) ☎24-0606 大洲中央病院(東大洲) ☎24-4551
11月23日(火)	東大洲城戸眼科(東大洲) ☎24-1010 市立大洲病院(西大洲) ☎24-2151
11月28日(日)	大久保内科クリニック(八多喜) ☎26-1131 大洲中央病院(東大洲) ☎24-4551
12月5日(日)	浦岡医院(三の丸) ☎24-2024 大洲中央病院(東大洲) ☎24-4551
12月12日(日)	田渡クリニック(新谷) ☎25-3217 米川医院(長浜) ☎52-0165 大洲中央病院(東大洲) ☎24-4551

お問い合わせは、長浜町保健センター(☎52-3055・有2095)まで。

国民年金の加入は国民の義務です

明日のあなたを考えて・・・
年金はあなたが主人公です。



11月6日～11月12日は年金週間です！

「いい老後」にちなんで、毎年、11月6日（いろいろご）から12日までの一週間は年金週間です。

国民の一人ひとりが年金を身近で大切なものとして考え、公的年金制度の意義や役割を正しく認識し、年金制度に対する理解を深めていただくため「年金週間」が定められています。

年金は、自分自身の老後の問題と認識して、この機会に、あなたの、そして家族の年金についてももう一度考えてみましょう。

国民年金は、老齢基礎年金だけでなく、万が一の時の障害基礎年金、遺族基礎年金があり、生涯にわたってあなたの生活をサポートする制度です。

しかし、もし保険料の未納があると、年金額が少なくなったり、年金が受けられない可能性も出てきます。

将来確実に年金を受けていただくためにも、保険料をきちんと納めましょう。

納め忘れがなく、安心便利な口座振替をぜひご利用ください。

お問い合わせ先 松山西社会保険事務所（☎089-925-5105）、
役場住民福祉課福祉係（☎52-1111＜内線33＞・有2062）まで。

入場無料・参加自由

「柴のつどい」に いらっしゃい！

～第10回長浜町健康フェスティバルのご案内～

【と き】平成16年11月14日（日）午前9時半～午後3時40分

【ところ】長浜町立柴小学校体育館

【主催】長浜町・長浜町国民健康保険・柴公民館

【テーマ】「延ばそう みんなの 健康寿命」

【プログラム】

☆催しものコーナー

△健康チェック、体力測定 △骨密度測定 △健康○×クイズ

△柴小学校のとっておきコーナー △健康食試食 △塩分濃度測定など

☆健康劇「あんた、体に貯金しとるかい！」

＜出演＞柴地区の有志のみなさんが熱演します。ご期待ください。

☆講演 ここがポイント「生活習慣病の予防について」

＜講師＞大久保博忠先生（大久保内科医院長）

☆参加者

健康づくりに関心のある方でしたらどなたでも結構です。（事前の参加申し込みは不要です。）

【お問い合わせ先】長浜町保健センター（☎52-3055（有）2095）まで。



全国一斉「女性の人権ホットライン」 電話相談開設のお知らせ

松山地方法務局および愛媛県人権擁護委員連合会では、女性の人権問題に関するあらゆる相談を行います。夫やパートナーからの暴力、職場等のセクハラ、ストーカー行為、離婚問題等の家庭内問題など何でも結構です。(無料、秘密厳守)

【日時】平成16年11月21日(日)午前9時～午後9時

【電話番号】089-932-1875

(女性の人権ホットライン)

【相談担当者】人権擁護委員(弁護士資格のある者も含む)、
法務局職員

大洲保健所からのお知らせ

12月1日から7日までの「愛媛エイズ予防週間」中、夜間電話相談・HIV迅速検査(無料・匿名)を行いますので、ご利用ください。(HIV迅速検査は当日結果が分かります)

【実施日】12月1日(水)

【時間】午後5時～8時の3時間

【場所】大洲保健所(大洲市田口甲425-1 大洲庁舎2階)

【電話番号】24-3165

※HIV迅速検査を希望される方は事前に電話予約が必要です。

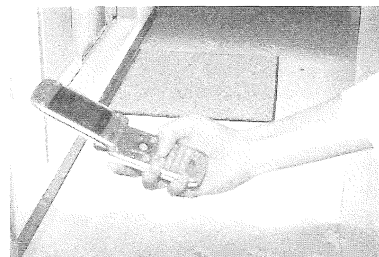
携帯電話の迷惑メールにご注意!

●相談事例と助言

・広告メールが届き、アドレスをクリックしたら「登録されました」と表示され、その後、高額な登録料が請求された。
→「入口」や「18歳以上」等をクリックしただけで自動登録になった場合や、間違えてクリックした場合などは、消費者に申し込みの意思がないので、錯誤による契約の無効を主張できます。子どもが間違えてクリックした場合は、親の同意のない未成年者契約であるので、契約の取り消しを主張できることがあります。

●対処法

- ・不審なメールは開かない。記載されたアドレスに不用意にアクセスしない。
(「写真とったよ」などと友人を装うこともあるので注意!)
- ・Eメールアドレスを長く複雑なものにする。ショートメールサービスを停止する。
- ・不当な利用料の請求には一切応じない。



【消費生活に関する相談窓口】

長浜町企画調整課商工観光係(☎52-1111<内線38・39>)または 八幡浜地方局くらしの窓口(☎0894-24-3700)まで。

忘れていませんか? 固定資産税に関する届け出!

～家屋を取り壊したときは速やかに届けましょう～

家屋の老朽や建て替えなどのため、建物を取り壊したときは届け出が必要です。

「未登記家屋滅失届」と「滅失登記」?

☆「未登記家屋滅失届」

取り壊し(滅失)した建物が登記されていない場合は、こちらの届け出が必要になります。
この届け出は、役場税務課で所定の様式に記入して届け出いただきます。こちらの内容は、取り壊した建物の所有者、取り壊された年月日、種類、床面積等を記入していただきます。

☆「滅失登記」

取り壊し(滅失)した建物が登記されている場合は、こちらの登記が必要です。
この登記は、本人が法務局で行っていただくか、司法書士または土地家屋調査士を通じて行ってください。

※ なお、登記物件の滅失登記を行われた方は、役場税務課に届け出る必要はありません。

もし、この届け出および登記を忘れてら・・・!

☆上記の届け出および登記を毎年1月1日までにされない場合は、実際には存在しない家屋の固定資産税を納めていただくこととなります。

【お問い合わせ先】町役場税務課固定資産税係(☎52-1111<内線22>・(有)2041)まで。

10/8



伊予路てくてく!

伊予路てくてく がやってきました!

NHKの地域情報番組「伊予路てくてく」が、10月8日、長浜町にやってきました。

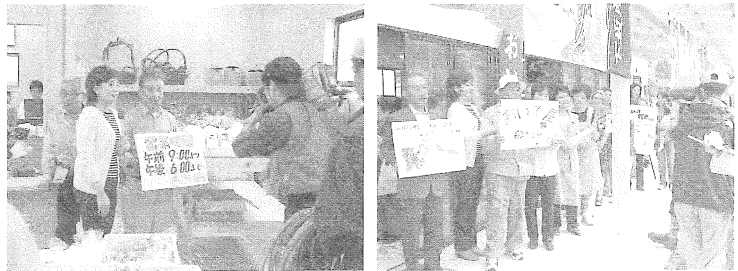
おはようえひめより



▲ 「鮎のたて焼き」を紹介する上満武さん

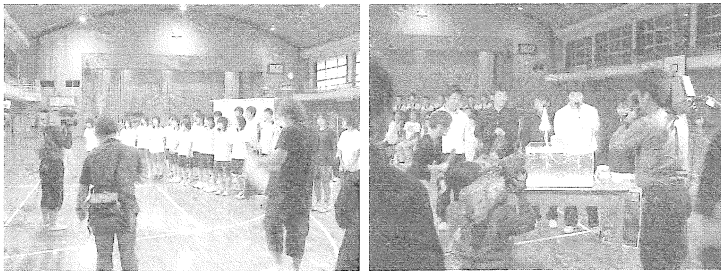
当日は、鮎のたて焼きやオープン初日の姫祭市きさいいちの様子、ユーモアあふれる豊年踊りも紹介されたほか、多くの町民の方にも出演いただき、長浜町を大いにPRしていただきました。

ふれスタえひめより



▲ オープン初日の姫祭市(きさいいち)よりPRする地元の人たち

いよかんワイドより



▲ インタビューを受ける長浜高校の生徒たち



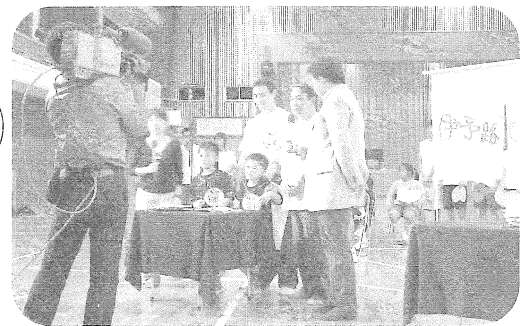
▲ 榊生小学校児童も見学に



家族にドキドキ
に出演した

◀ 次家さん一家

稲田さん一家 ▶



長浜高校生徒と榊生小学校児童による合同の豊年踊りを披露

豊年踊りを堂々と披露

「まなびピア愛媛二〇〇四開催」

「もてなしの 心をつなぐ まなびの輪」をメインテーマに、第十六回全国生涯学習フェスティバルまなびピア愛媛二〇〇四が十月九日～十三日の五日間、四国で初めて愛媛県で開催された。これは、生涯学習に関するシンポジウムや講演会、見本市、体験広場などのイベントを開催することにより、生涯学習の関心を高め学習活動への一層の参加促進を図る目的で開催されたもの。



テープカットを行う松田裕志さん（右）

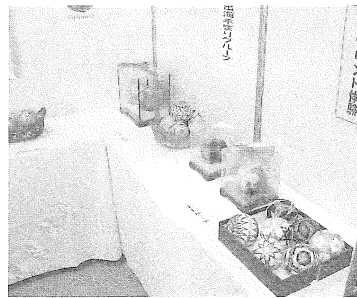
十月九日、主会場である松山市のアイテムえひめで行われたオープニングセレモニーでは、大和小学校の松田裕志さんが愛媛県知事らとともにテープカットを行った。引き続きメインステージでは、大和小学校児童が、また、十日には榊生小学校児童が豊年踊りを堂々と披露。会場は、多くの観客からの盛んな拍手にわいていた。



大和小学校児童による豊年踊り



出海てまりグループの作品も展示されていました。



榊生小学校児童による豊年踊り

弟は、一年生です。わたしといっしょに、学校へ行きまこと。弟には、とても心ばいなことがありますが。たとえば、弟はお絵かきが大スキです。なので、うんどう場や黒ぼん、それから、いろんなところにかきます。なつ休みがおわるころに、弟の「つうしんぼ」を見ました。よく見ると、その「つうしんぼ」にらくがきをしていました。お母さんもわたしも、びっくりしました。わたしは、「たいへんだ。」と思いました。お母さんは、弟に、「だめでしょう。」と言いました。弟も、こまった顔をしていました。わたしも、こまりました。ときどき、いもうととけんかがあります。まけたりかったり、ないたりおこったりします。

弟は、学校がスキです。「おはようございます。」と、あいさつをします。みんなに、声をかけます。みんながやさしくしてくれるからです。弟は、国語も大スキです。ことばをどんどん教えてもらって、どんどんことばをおぼえてもらいたいです。なんでもできるようになってほしいです。がんばれ、弟。

人権作文

「わたしの弟」

小学2年生
(15年度人権作文集より)

す。弟は、学校のブランコが気に入っています。弟の大スキなブランコは、左の一番はしっこです。だれかがそのブランコにのっていると、弟は、すぐに、大声で言います。「いいかげんにしなさい。」と。言うとすぐに、そのブランコを弟にかしてくれます。みんなやさしいです。学ばい会では、ダンスにでたのでわたしは、あんしんしました。かつこよかったです。

「だめでしょう。」と言いました。弟も、こまった顔をしていました。わたしも、こまりました。ときどき、いもうととけんかがあります。まけたりかったり、ないたりおこったりします。弟は、学校がスキです。「おはようございます。」と、あいさつをします。みんなに、声をかけます。みんながやさしくしてくれるからです。弟は、国語も大スキです。ことばをどんどん教えてもらって、どんどんことばをおぼえてもらいたいです。なんでもできるようになってほしいです。がんばれ、弟。

「維新の港・長浜」 を目標して

龍馬脱藩維新ウォーク
九月十九日から二十日にかけて、龍馬脱藩維新ウォーク（JR四国主催）が開催され、高知県や町外の龍馬ファン約六十人が長浜町を訪れた。

参加者は十九日に梶原の史跡めぐりコースをウォークし、翌二十日の朝、大洲のまちの駅「あさもや」を出発、龍馬が維新を胸に出航した長浜を目指し、川舟で下ったとされる肱川に沿って、県道長浜・中村線を通り終点の環境緑地に到着した。



観光協会副会長の歓迎のあいさつを受ける参加者ら

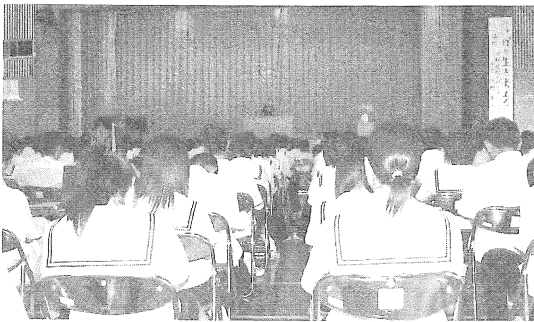
参加者は、道中、龍馬入港の港「江湖」や四国最後の夜を過ごした「富屋金兵衛邸跡」を見学し、長距離ウォークの疲れも忘れ達成感に浸っていた。



正しい知識を 身に付けて

思春期性教育講演会
九月三十日、長浜高校全生徒と長浜中学校三年生の合わせて約三百十人を対象に、同高校体育館で思春期性教育講演会が開催された。これは現在、性情報のはんらんと性の早熟化傾向の中で、さまざまな課題を抱えていることから、正しい知識を身に付け、生きることの大切さを学んでもらおうと、町教育委員会と保健センターが合同で企画したもの。

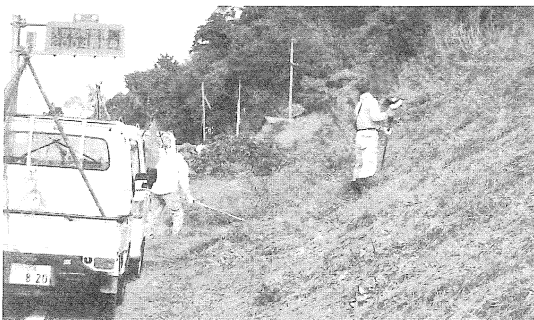
広島市在住で河野セクシヤリテイ医学研究所院長の河野美代子先生が、「性と生を考える」をテーマに講演し、「大人が真正面から性の知識を伝えなかつたため、今の若いひとたちは性に関して無知である。性は、いやらしいもの、恥ずかしいものではなく、大切でもすてきなものである。」と訴えた。



真剣に講演を聞く生徒たち

しおかぜウォーク なのはな大会を前に

今坊・晴海間清掃活動
来春開催される菜の花ウォークに先立ち、晴海・今坊間の鉄道沿線の環境美化を図ろうと、九月三十日、草刈りが行われた。この日参加したのは、町議会議員のほか観光協会役員、商工会職員、今坊公民館関係者ら約三十人。主に鉄道や国道沿いの草刈りをし、さわやかな秋風の中、参加者らは心地よい汗を流した。



汗を流す参加者ら

掘り出しものがいっぱい！

おもしろ得市開催
十月十六日、大和小学校グラウンドで、おもしろ得市（フリーマーケット）が開催された。これは、地域活性化の一つの起爆剤になればと、大和公民館が主催したもので、町内外から合わせて二十八のグループが出店。家庭で使われなくなった日用品や古着、おもちゃなどの生活雑貨に、思いの値段を付けて販売していた。さわやかな秋晴れのもと、会場では、掘り出し物を見つけようと多くの買い物客で終日にぎわっていた。



多くの買い物客でにぎわったおもしろ得市

楽しんでいきます!

「元気ぴんぴん体操」

高齢者の生きがい対策の一環として実施していた「元気ぴんぴん体操」が、一年間の活動を終え、九月三十日に修了式が行われた。

これは、高齢者の皆さんに楽しく体操を続けてもらうことで、心身の健康を維持し、より元気に過ごしてもらおうと、王子ヶ丘高齢者総合福祉センターで昨年十月から毎週木曜日に実施していたもの。初年度の今回は、モデル地区として柴地区の十三人が参加され、この日修了証を受け取った。

また、十月二日には、二年目の



1年目の体操を終えた参加者

元気ぴんぴん体操がスタート。白滝、柴両地区を対象とし三十六人が参加をした。今後、月二回のペースで楽しいゲームやストレッチ、柔軟体操などで心地よい汗を流す予定である。

なお、この事業に関するお問い合わせは、長浜町高齢者コミュニティセンター内高齢者生きがい対策「ふれあい交流事業」事務局（☎五二二八九二）まで。



2年目の元気ぴんぴん体操がスタート



十月十六日に初あらし

「見事十人が的中」

長浜の本格的な秋の到来をつげる肱川あらしが、先月十六日に発生した。今年は気温が例年より高く、発生初日が一週間ほど遅れたものの、赤橋を吹き抜ける勇壮な霧のショーが見られた。

九月二十一日まで募集していた肱川あらし発生初日当てクイズには、全国から三百七十五通の応募があり、見事、宮城県の渋谷史恵さんほか九人の皆さんが初日的中させました。



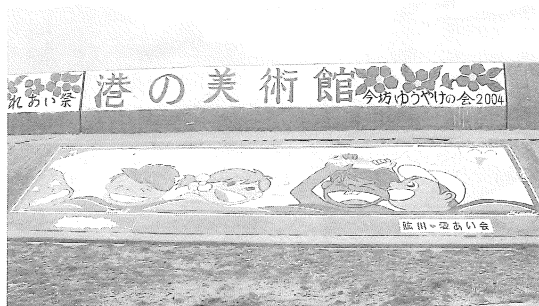
10月16日に発生した肱川あらし

秋晴れのもとで

「今坊ふれあい祭り開催」

十月十七日、今坊しおさい広場で、今坊ふれあい祭りが開催され、多くの来場者でにぎわった。十一回目を数える今回は、鮮魚や野菜など地元海の幸・山の幸が並んだ出店コーナーや、今坊獅子舞などのステージ、ラムネ早飲み競争などのイベントも行われた。

また当日は、三年ぶりにリニューアルした「港の美術館」の審査・入選者表彰式も行われ、十六組の作品中、愛・女性塾（代表者・富永江美さん〈肱川町〉）の「うひゃひゃひゃ あははは きゃははは」が今坊ゆうやけの会会長賞に選ばれた。



会長賞を受賞した「愛・女性塾」の作品

長浜文芸

|| 榎生小学校 ||

秋の空陸上練習あと一回

六年 松田真季

梨むくと四人兄弟けんかする

六年 澤井康稀

もみじの木いろんな葉っぱと落ちていく

六年 大山博紀

帰り道栗がころころ競争だ

六年 城戸七恵

秋の空出漁待つ船手入れする

六年 斉藤暢勇

秋の幸おなべにポイポイ放り込む

六年 神内銀河

秋の空将棋の一手考える

六年 城戸慎也

稲落とし親せき呼んでも一苦労

六年 坂東翔

栗ご飯兄弟競っておかわりだ

六年 大塚慎也

緑の葉色が変わるよだんだんと

五年 西崎友紀

どんぐりが道ばたころころ転がるよ

五年 坂東亮



一歳です コソニチハ

254

みなみ
大津美那未ちゃん(下須戒)

平成15年11月21日生まれ



(父||宝丈さん・
母||仁子さん)

天国で見守ってくれている
福子おばあちゃんのように、
笑顔の似合う明るくて優しい
人に育ってほしいと願って
います。

このたび、白滝の久保禮子さんは、栄養改善の重要性を深く認識し、多年にわたり栄養行政に寄与されるとともに、栄養改善事業の向上に尽くされた功績により、県知事表彰を受賞されました。

久保禮子さん
愛媛県知事表彰

佐藤光くんら優勝

~町内小学校陸上競技大会~

題名 くるい味き??

11月なのに...

ペンネーム 侍
長浜高校美術部



10月7日、長浜中学校グラウンドで町内小学校陸上競技大会が行われました。なお、主な成績は次のとおりです。(敬称略)

男子

【60m】①佐藤光(長浜) 9秒4 ②上田翔太(柴) 9秒6 ③神内銀河(櫛生) 9秒7

【100m】①山尾恭平(豊茂) 14秒4 ②水本娑騎(長浜) 15秒5 ③岡本大輝(長浜) 15秒7、大野伸介(大和) 15秒7

【60mハードル】①佐藤光(長浜) 10秒7 ②上田竜也(長浜) 10秒7 ③岡本大輝(長浜) 11秒4

【走り幅跳び】①松田貴広(豊茂) 3m69 ②松田裕志(大和) 3m65 ③水本娑騎(長浜) 3m57

【走り高跳び】①上田竜也(長浜) 1m25、大山達也(豊茂) 1m25 ③上田貴之(大和) 1m20

【ソフトボール投げ】①山尾恭平(豊茂) 53m76 ②大山達也(豊茂) 46m05 ③宮下卓(長浜) 45m32

【400mリレー】①長浜(佐藤・岡本・上田・水本) 64秒0 ②大和(大野・松田・向井・上田) 66秒5 ③櫛生(齊藤・城戸・大山・神内) 68秒2

女子

【60m】①城戸七恵(櫛生) 9秒5 ②山根里香(喜多灘) 9秒8 ③仲田美紗(大和) 10秒0

【100m】①濱江智子(長浜) 16秒1 ②山根里香(喜多灘) 16秒2 ③小西空(長浜) 16秒6、仲田美紗(大和) 16秒6

【60mハードル】①城ヶ瀧諒子(長浜) 11秒5 ②中見佑紀(大和) 11秒8 ③徳田袖衣(白滝) 12秒1

【走り幅跳び】①城戸七恵(櫛生) 3m51 ②二宮梢(大和) 3m28 ③城ヶ瀧諒子(長浜) 3m24

【走り高跳び】①松田真季(櫛生) 1m20 ②大野初美(柴) 1m14、二宮梢(大和) 1m14

【ソフトボール投げ】①渡邊希代(白滝) 32m48 ②佐藤瞳(長浜) 25m36 ③神田千代里(長浜) 25m17

【400mリレー】①長浜(城ヶ瀧・小西・二宮・日高) 67秒6 ②白滝(石山・細川・徳田・上田) 69秒7 ③大和(中見・小西・仲田・菊地) 69秒8



寂 然

老婆が戸口に立って、娘を見送っている。
ひとことふたこと言葉をかわし、娘は歩きだした。
二十メートルほど歩くと、娘はふり返って手を振った。
老婆も手を振った。
娘は角を回り見えなくなった。

夏は、いつも玄関の戸をあけて風を入れていた。
私は、通りすがりに横目で中を見る。
男ものの下駄と女ものの草履と、ときには運動靴がきちんとそろえておいてある。
ごみひとつない土間に、昔のくらしの匂いがする。
盆には、子どもたちが孫を連れて帰ってくる。
土間は、はきものでいっぱいになる。
子どもたちが帰ってしまうと、土間に下駄と草履がひっそりと置かれている。
あと何年、老夫婦のくらしが続くであろうか。

喜寿を過ぎた私の心にずしりと重くのしかかる。

寂 寥

四十有余年来の友人二人があいついで他界した。
良きことはないないづくし、悪しきことはありありづくし、今年には良きことをみつきたい。

生かされて人造血管頼る春
手術痕愛しと撫でる初春かな
二人にもらった年賀状の余白の文言である。

寂 寞

あと2カ月余りで、長浜町という町名が消えてしまう。
1955年、6カ町村が合併し、新長浜町となってから、はや50年あまりたつ、旧長浜町から数えるとおそらく100年以上の歴史をもつであろう。
「長浜町です」と愛着をもって、このふるさとの町の名を、何百回いや何千回と言ったであろうか。
新しい門出とはいえむじょうに寂しさを感じるのは私のみではあるまい。

今下白下
坊須須
戒滝戒
井原新高
上田田岡
征哉和夕泰
和佳か姫き雅が
奈なの
朋秀耕誠
昭和士

住所 子の氏名 敬称略 保護者名

お誕生おめでとう!!

松出 柴 黒沖
山市海 五十崎町 田浦
後木 河岡 山菊
藤村 地崎 下地
欣勇 亜裕 ル裕
子仁 子一 ミ司

住所 氏名

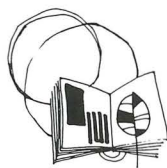
今月のトップは菊地裕司さん・ルミさんのカップル



結婚

人口・世帯数のうごき

	9月末現在	前月との比較
人口	9,142人 (男 4,308人 女 4,834人)	10人減 (男 4人減 女 6人減)
世帯数	3,564世帯	1世帯増



須出 櫛出 仁出 長柴 今下白
沢海 生海 久海 浜坊 須滝
石村 植柴 矢門 菅窪 後大 湊
田本 杉田 野口 野藤 塚
政君 シ福 智隆 淑高 榮邦 トクヨ
雄子 キ見 子一 子信 治彦 彦
(八八) (九九) (九九) (七三) (六四) (八七) (四二) (六八) (六八) (九七)

おくやみ
住所氏名 敬称略 死亡時年齢

2004 11月15日～12月14日 暮らしのカレンダー

日	曜	行事名	場所	時間
16	火	不用犬・不用ねこ回収日	長浜町火葬場前	8:30～10:00
17	水	びん・缶収集日		
19	金	有害ゴミ収集日 社会保険事務所出張相談日	商工会	9:00～11:30
24	水	ペットボトル・発泡スチロール収集日		
26	金	粗大ごみ収集日 人権相談所開設	保健センター	10:00～15:00
30	火	不用犬・不用ねこ回収日	長浜町火葬場前	8:30～10:00
12/1	水	びん・缶収集日		
3	金	古紙・紙パック収集日		
4	土	長浜町読書活動のつどい	町体育館	9:00～11:30
7	火	不用犬・不用ねこ回収日	長浜町火葬場前	8:30～10:00
8	水	ペットボトル・発泡スチロール収集日		
10	金	燃やさないごみ収集日 社会保険事務所出張相談日 育児サークル・歯科相談 乳児健診	商工会 保健センター 保健センター	10:00～15:30 10:00～11:30 13:00～13:30
14	火	不用犬・不用ねこ回収日	長浜町火葬場前	8:30～10:00